

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	43 件
国民年金関係	21 件
厚生年金関係	22 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 50 年 9 月までの期間及び 57 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月から 50 年 9 月まで
② 昭和 57 年 4 月から同年 9 月まで

申立期間①については、昭和 51 年 3 月 22 日に婚姻届及び長男の出生届等を提出するため、A 区役所へ行った時に、同区役所の男性職員から、20 歳までさかのぼって国民年金保険料を納付することができる特例納付制度を熱心に勧められたことから、未納であった国民年金保険料を一括して納付した。

申立期間②については、私が夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて納付していたのに、私のみ保険料が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、婚姻届等の手続をするために、昭和 51 年 3 月 22 日に A 区役所へ行った時に、同区役所の男性職員から、国民年金の加入手続及び 20 歳までさかのぼって国民年金保険料を納付することを勧められたと主張しており、社会保険事務所への調査結果から、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年 3 月ごろに払い出されていること、及び申立人の改製原戸籍より、同年 3 月 22 日に婚姻届及び長男の出生届を届け出ていることが確認できる。

また、申立人は、A 区役所の窓口で国民年金保険料を納付したと申し立てているが、申立人が未納であった国民年金保険料を納付するために必要な昭和 44 年 4 月から 48 年 12 月までの特例納付保険料、49 年 1 月から 50 年 3 月までの過年度納付による保険料及び同年 4 月から国民年金手帳の交付を受けた 51 年 3 月までの現年度納付による保険料の合計は申立内容とおおむね符合する上、

申立人は、同区役所における国民年金の加入手続、保険料納付に係る職員とのやりとりを具体的に供述しており、申立内容に不自然さは無い。

さらに、申立期間②については、6か月と比較的短期間であり、当該期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、平成18年2月までの申立人の国民年金加入期間において、申立期間を除き、国民年金保険料はすべて納付済みであり、加えて、16年9月から18年2月までは付加保険料も含め保険料を納付しているとともに、申立人が一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫の当該期間に係る保険料は納付済みであることから判断して、申立人が当該期間のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 11 月から 46 年 3 月まで
② 昭和 46 年 4 月から 48 年 10 月まで
③ 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで
④ 昭和 49 年 10 月から同年 12 月まで

申立期間①については、私は学生だったが、老後の生活に困らないように、母が母自身と私の国民年金保険料を一緒に集金人を通じて納めてくれていた。申立期間②、③及び④については、父の仕事の手伝いをしたり、高校の講師をしたりしながら、自分でA町役場（現在は、B市役所。）に国民年金保険料を納めに行っていた。30 年以上も過ぎて申立期間の国民年金保険料が未納となっていると言われ驚いている。申立期間の国民年金保険料を納めたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び④については、C 県教育委員会の「在職証明書」により、同教育委員会が、申立期間③及び④を含む昭和 47 年 4 月から 50 年 3 月までの期間において、申立人に県立学校の講師を嘱託していたことが確認できるとともに、申立人の母親も、講師の仕事の空き時間に申立人が父親の仕事を手伝っていたと供述しており、申立人に自立的な収入があったと考えられることから、申立人自身がA町役場に行って、申立期間③及び④に係る国民年金保険料を納めていたとする申立内容に不自然さは無い。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 48 年 10 月ごろに払い出されていることが推定され、それ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない

ことから、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人の母親が集金人に申立人の国民年金保険料を納めていたとする申立内容は不自然である。

また、申立期間②については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間②のうち昭和 46 年 4 月から同年 6 月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、同年 7 月から 48 年 10 月までの期間は、さかのぼって納付する以外の方法では国民年金保険料を納付することができない期間であるものの、申立人は、さかのぼって国民年金保険料を納付したことはないと主張していることから、申立内容は不自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人が申立期間③及び④以外の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで

申立期間当時は自営業であったが、自宅に来ていた集金人に国民年金手帳と国民年金保険料を預けていた。夫の年金手帳には昭和 48 年度分の国民年金保険料を納付した事跡が無いが、社会保険庁の記録では納付済みとされている。申立期間について私のみ国民年金保険料の納付記録が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直前の昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの期間に係る国民年金保険料を申立人の夫と同日に納めていることが申立人及びその夫の国民年金手帳の検認印によって確認できるとともに、申立期間について、申立人の夫の国民年金保険料は納付済みとされていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録により、平成 19 年 12 月 28 日に、申立期間の一部である昭和 48 年 7 月から同年 9 月までの期間について、申立人の夫に係る国民年金保険料の納付記録が未納から納付済みに訂正されていることが確認でき、申立期間当時、行政の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行うとともに、国民年金加入期間において、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から6年3月までの期間及び13年9月から14年3月までの期間の国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月から6年3月まで
② 平成13年9月から14年3月まで

平成14年5月に、A市からB市C区に転入した際、諸手続とともに区役所年金課の窓口で、申立期間についての追納金額を計算してもらって追納手続を行い、1か月ぐらい後に納付書が届いたのでそれに基づいて保険料を払ったと思う。もらった領収書は、黒の印字だったような気がする。

申立期間は、経済的に余裕のない時期であったため、免除の手続をしていたが、追納制度は知っており、追納した時は全部払い終わったと安心し、そのことを姉に電話で話している。

申立期間について、追納したことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年4月以降の国民年金加入期間について、2か月間の未納を除き、国民年金保険料が納付済み又は申請免除期間とされているとともに、8回にもわたる厚生年金保険と国民年金との年金種別の変更手続においても、前出の2か月の未納期間を除き、未納期間を生じさせることなく適切に切替えを行っている。

また、申立人は、申立期間について申請免除を行うに至った経緯、追納手続をした時の状況、送られてきた納付書の形状、納付金額や領収書を捨てた時の状況などを具体的に記憶しており、その供述については不自然な点は無く、基本的に信用できる。

さらに、申立人は、追納した国民年金保険料の一部は、預金から引き出し

て払ったと供述しているところ、当時利用していた郵便局に取引記録を照会した結果、供述とおおむね見合う金額が引き出されたことを確認することができる。

加えて、申立人の姉からは、申立期間に係る国民年金保険料を追納したことについて、妹から電話で聞いたことを記憶しているとの供述も得られている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 7 月から 54 年 6 月まで
② 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで
③ 昭和 58 年 1 月から 60 年 3 月まで
④ 昭和 60 年 10 月
⑤ 昭和 61 年 1 月から同年 6 月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間に係る納付記録が確認できなかったとの回答をもらった。

昭和 49 年から自営業を妻と一緒に始め、国民年金保険料をA銀行かB銀行あるいはC銀行に妻が出向き納付していたが、後に口座振替にした。お金の管理は妻がしており、妻の性格上、保険料を納付しないことはないと思う。市役所や社会保険事務所から督促状が来たことはなく、不規則な納付記録になっているのに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号が昭和 49 年 6 月 13 日に夫婦連番で払い出されていること及び社会保険庁の納付記録において納付日が確認できる申立人夫婦の国民年金保険料は、ほぼ同一日に納付されていることが確認できることから、申立人夫婦は同一の納付方法をとっていたものと推認できる。

また、D市及びE市が保管する国民年金被保険者名簿の記録によれば、申立人夫婦の申立期間①、②、③及び⑤の国民年金保険料はいずれも未納とされている。

さらに、申立人夫婦が申立期間①、②、③及び⑤に係る国民年金保険料を

納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

一方、申立期間④については、当該期間前後の昭和 60 年 4 月から同年 9 月までの期間並びに同年 11 月及び同年 12 月の国民年金保険料が 62 年 4 月 27 日に一括して納付されていることが確認できることから、当該期間のみ国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 10 月の国民年金保険料を納付したものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 7 月から 54 年 6 月まで
② 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで
③ 昭和 58 年 1 月から 60 年 3 月まで
④ 昭和 60 年 10 月から同年 12 月まで
⑤ 昭和 61 年 1 月から同年 6 月まで

社会保険事務所に国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間に係る記録が確認できなかったとの回答をもらった。

昭和 49 年から自営業を夫と一緒に始め、国民年金保険料を A 銀行か B 銀行あるいは C 銀行に私が出向き納付していたが、後に口座振替にした。お金の管理は私がしており、私の性格上、保険料を納付しないことはない。市役所や社会保険事務所から督促状が来たことはなく、不規則な納付記録になっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号が昭和 49 年 6 月 13 日に夫婦連番で払い出されていること及び社会保険庁の納付記録において納付日が確認できる申立人夫婦の国民年金保険料は、ほぼ同一日に納付されていることが確認できることから、申立人夫婦は同一の納付方法をとっていたものと推認できる。

また、D 市及び E 市が保管する国民年金被保険者名簿の記録によれば、申立人夫婦の申立期間①、②、③及び⑤の国民年金保険料はいずれも未納とされている。

さらに、申立人夫婦が申立期間①、②、③及び⑤に係る国民年金保険料を

納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに当該期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

一方、申立期間④については、当該期間前後の昭和 60 年 4 月から同年 9 月までの期間並びに同年 11 月及び同年 12 月に係る申立人の夫の国民年金保険料は、60 年 4 月 27 日に一括して納付されていることが確認できるとともに、申立人の 60 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料は、申立人の夫と同一日に納付されていることが確認できること及び申立人の夫に係る同年 10 月分の保険料のみが納付されなかったとは考え難いことから判断すると、申立人の当該期間に係る国民年金保険料が納付されなかったものとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付したものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間当時、父が自営業を経営し、私の国民年金保険料は、母が母自身や姉、妹の保険料と一緒にまとめて納付していた。

母は几帳面で正直な人であり、期日に遅れた場合であっても、後日、きちんと納付していたはずであり、納め忘れることは考えられない。

申立期間前後の国民年金保険料はすべて納めており、申立期間だけ納めていないということには、どうしても納得できない。

平成 11 年に未納期間があるため、年金が満額もらえないということが分かり、泣く泣く任意加入し、14 か月分を追加納付した。記録確認の上、納めた分を返してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人及びその姉は、昭和 36 年の国民年金制度発足と同時に国民年金に加入していることが確認できる。

また、申立期間①については、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その期間も3か月と短期間であり、申立人に係る特殊台帳が保存されていない上、申立人の姉の申立期間に係る保険料は納付済みとされていることから見て、申立人及びその姉の国民年金保険料を納付していたとする母親が申立人の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

一方、申立期間②については、母親と一緒に納付していたとする申立人の姉及び妹のうち、姉については、当該時期において、厚生年金保険の被保険者であることが確認できるとともに、妹については、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和37年8月から約3年後の41年5月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる上、申立人の妹の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、当該期間の国民年金保険料は時効により納付できない期間であることから、申立人の母親は当該期間の保険料を納付できず、申立人の保険料についても納付しなかったと考えても不自然ではない。

また、申立人の母親が申立人の申立期間②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の母親は既に死亡していることから当該期間における国民年金保険料の納付状況等は不明であり、このほか申立人の申立期間②に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年10月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月23日から41年4月25日まで

A社に係る厚生年金保険の加入記録は昭和41年4月25日からとなっているが、実際は40年10月23日に入社していた。私より後に入社した者が41年4月25日以前に厚生年金保険の被保険者記録があることから、自分の被保険者記録に矛盾があることは明白である。保険料は間違いなく給料から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認した同僚の一人から、「A社には試用期間は無く、正確に記憶しているわけではないが、自分の入社日は厚生年金保険被保険者資格取得日と一致すると思う。」との供述が得られており、当時の労務担当者からも、「A社は樹脂加工工場で、肉体的にも相当過酷な仕事であり、試用期間を設ける等により年金加入を遅らせれば入社する人はいなかった。そのため、人により厚生年金保険に加入させないという取扱いは無かった。入社時から雇用保険、社会保険とも加入させていた。また、正確に記憶しているわけではないが、自分の入社日は厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和40年10月だったと思

う。」との供述が得られており、このほか、同僚の妻からも、同人が記憶する当該同僚の入社時期と厚生年金保険被保険者資格取得日が一致するとの供述も得られており、供述が得られた同僚すべてについて、当該事業所は、試用期間を設けることなく、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させていたものと推認される。

さらに、当時の労務担当者を含む複数の同僚が供述する従業員数は約 20 人で、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されている被保険者数は昭和 41 年 3 月 15 日現在で 18 人となっており、ほぼ一致する上、申立人が同じ工場勤務者の同僚として名前を挙げた者 5 人は全員が上記被保険者名簿で被保険者記録が確認できることから、当該事業所は、従業員の全員を、厚生年金保険に加入させていたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和 41 年 4 月の A 社に係る社会保険事務所の記録、及び申立人から得られた入社後 1 年半程度は昇給しなかったとの供述から、40 年 10 月から 41 年 3 月までは 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主の連絡先が確認できないことから供述を得られず、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA公団B支局における資格取得日に係る記録を昭和25年10月1日、資格喪失日に係る記録を26年5月1日とし、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月1日から26年5月1日まで

昭和23年10月1日にA公団B支局に入社、公団廃止令により民営となり、C社と社名が変わったが、45年1月1日まで引き続き勤務した。

民営化移行期であった昭和25年6月1日から26年5月1日までの期間の厚生年金保険加入記録が欠落していたが、社会保険事務所の調査で25年6月1日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険加入記録が判明した。

しかし、申立期間については判明せず、納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A公団B支局において昭和23年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、25年6月1日に同資格を喪失後、同日に同公団D支所において同資格を再取得し、同年10月1日に同資格を喪失しており、同日からC社E営業所で同資格を取得する26年5月1日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人及びA公団B支局での申立人の同僚の供述から、申立人が同公団B支局に継続して勤務していたものと認められる。

また、同僚及び申立人は、申立人がA公団B支局に継続して勤務し、申立期間においても業務内容及び勤務形態の変更は無かったことを供述しているところ、同僚は申立期間において同公団B支局で厚生年金保険の被保険者記録が継続しており、また、同僚及び申立人が、業務内容が同様であったと供述して

いる複数の同僚も、申立期間において同公団B支局で厚生年金保険の被保険者記録が継続している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録及び同僚の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届及び喪失届が提出されているにもかかわらず、そのいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の取得及び喪失の届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和25年10月から26年4月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年3月まで

夫が昭和38年から45年までA病院に勤務していたころ、私は、同じ宿舎に住んでいた夫の同僚の夫人から「自分は国民年金制度の開始時から継続して加入し、保険料を納付している。」と聞き、44年4月にB市役所に行つて、初めて国民年金の加入手続を行った。市役所職員からは「奥さんは、ご主人が勤めているので納めなくてもいいんですよ。」と言われたが、加入手続を行い、その後、毎月か、2か月ごとにバスに乗って、市役所に保険料を納めに行っていた。

1年経った昭和45年4月に夫が転勤になり、C県D町に転入したので、D町役場に国民年金の手続に出向いたが、その際、B市で交付された国民年金手帳を回収され、新しい国民年金手帳を交付された。

申立期間については、年金の請求時に相談したものの、申立てが認められないまま現在に至っている。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金に加入した経緯については詳細かつ具体的に供述しているものの、これを裏付ける事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、昭和45年4月と確認でき、この時点で、任意加入の被保険者として国民年金に加入していることから、さかのぼって被保険者資格を取得することができず、申立期間の国民年金保険料についても納付することはできなかつたものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から49年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から49年2月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間について保険料の納付事実が確認できないとの回答をもらった。父親は病気で仕事ができないため、私は、18歳で父親の跡を継ぎ独立した。20歳のころは平均以上の生活をしており保険料を納められないことはなかった。

申立期間については、自分と母親の分の国民年金保険料を母親に渡し、母親がA市役所に納付していたので回答に納得できない。また、母親の性格は几帳面であり、自分の保険料だけ納付して子供の分を納付しないことはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の国民年金の加入手続及び申立人の国民年金保険料を納付していたとされる母親は既に死亡しており、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立期間後の昭和49年2月20日に申立人の兄と連番で払い出されたことが確認できる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人の母親が、自身の国民年金保険料とともに申立人の保険料を納付していたとの主張は不自然である。

さらに、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出時点においては、申立期間の大部分の期間（昭和42年8月から46年12月までの期間）は、時効に

より国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人から、申立期間の国民年金保険料を過年度納付又は特例納付により納付したとの主張も無い。

このほか、申立期間は 79 か月に及ぶ上、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間における保険料が申請免除とされていることが判明した。私の父親が、昭和 36 年 4 月に私を国民年金に加入させ、A 組合役員を通して、国民年金保険料を納付してきたので、申立期間が申請免除期間とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の父親は、既に死亡しているために、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、B 市が管理する申立人に係る国民年金被保険者名簿には、申立期間の国民年金保険料について「申免」との記載があるとともに、社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者台帳においても、申立期間の国民年金保険料については、免除欄に「12」の記載があることが確認でき、記録の不一致は認められない上、制度上、保険料の免除承認は、被保険者からの申請により行われるべきところ、申請が無いのにもかかわらず、行政において免除の承認手続を行うことは考え難い。

このほか、申立人及び申立人の父親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできないとともに、平成 4 年 4 月から 5 年 5 月までの国民年金保険料について免除の承認を受けた後、追納していたものと認めることもできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 63 年 10 月から同年 12 月まで
③ 平成 4 年 4 月から 5 年 5 月まで

社会保険事務所において国民年金保険料の納付記録を調べたところ、申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。

今まで、次の仕事に就く前には、役所に行って保険料の納付記録を調べて、未納分があった場合は必ず保険料を納めていた。

申立期間①及び②については、国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を納付したことは確かであり、また、申立期間③については、保険料免除の承認を受け、その後、保険料を追納した。

申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金の加入手続及び保険料納付に関する申立人の記憶が明確でなく、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険事務所の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 10 月ごろに払い出されていることが推認でき、この時点においては、当該期間の国民年金保険料は時効により納付することができなかつたものと考えられる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間③については、申立人は、国民年金保険料免除の承認を受けた後、保険料を追納したと主張しているものの、申立人が国民年金保険料の免除の承認を受けていたこと、及び保険料を追納したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の国民年金保険料の免除申請手続及び保険料の追納に係る記憶は明確でなく、当該期間において居住していたA市役所（当時は、B町役場。）、C市役所、D市E区役所及び同市F区役所への調査結果においても、申立人が申立期間に係る国民年金保険料の免除の承認を受けていたことが確認できない。

このほか、申立人が当該期間に係る国民年金保険料の免除申請を行ったことや保険料を追納していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人から提出のあった平成5年から7年までの源泉徴収票に記載されている社会保険料額は、標準報酬月額等により算出した社会保険料額と一致しており、申立人が事業主に対し国民年金保険料を追納したことに對する所得控除の申請を行ったとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとともに、申立期間③の国民年金保険料について免除の承認を受けた後、保険料を追納していたものと認めることもできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 2 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月から 59 年 3 月まで

父が生前、私と姉が未婚であったことを心配し、当時、地方議会議員であった父の後援会事務所で事務兼秘書を務めるとともに町内会役員もしていた方（A氏）に、私たち姉妹二人の国民年金の加入手続を行ってもらい、保険料の支払いを始めた。

その時期は、昭和 54 年ごろだと思う。その時、A氏と私の父が私たちの国民年金加入手続について話をしているところを見ており、また、20 歳までさかのぼってまとめて支払ったので、かなりの金額になったと父母が話していたのを記憶している。

その後は、平成 7 年 12 月に父が亡くなるまで、月々の支払いを父がしてくれていたが、8 年に現在の住所に転居した折、年金に関する書類を失くした。

昨年、就職に伴い B 市 C 区役所で年金種別の変更手続をしている時、偶然私の年金記録が失われていることを知り、大変驚いた。転居さえなければと本当に悔やまれてならない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、申立人の父親が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親及び同人より依頼を受けて申立人の国民年金加入手続等を行ったとする A 氏は既に死亡しており、申立人の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿及び B 市 D

区役所が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人及びその姉の国民年金手帳記号番号は昭和 59 年 10 月に連番で払出しを受けていることが確認でき、この時点では、申立期間の大部分（昭和 47 年 2 月から 57 年 6 月までの期間）は、既に時効により国民年金保険料を納付することはできない期間であるとともに、申立人の父親が、申立期間のうち、過年度納付することが可能な 57 年 7 月から 59 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の両親から、申立人の未納であった国民年金保険料を 20 歳までさかのぼって納付したと聞かされたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点は、特例納付が実施されていた期間ではなく、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から57年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から57年9月まで

父が生前、私と妹が未婚であったことを心配し、当時、地方議会議員であった父の後援会事務所で事務兼秘書を務めるとともに町内会役員をしていた方（A氏）に、私たち姉妹二人の国民年金の加入手続を行ってもらい、保険料の支払いを始めた。

その時期は、昭和54年ごろだと思うが、当時、国民年金の未納保険料を全額支払ってくれた。私の父は、B市で44年間にわたり、地方議会議員をしており、私が最も尊敬する人物であり、その父が嘘をつく訳がない。国民年金の加入手続の後、平成7年12月に父が亡くなるまで、月々の支払いを父がしてくれていた。8年に現在の住所に転居した折、年金に関する書類を失くした。その時までは、領収書は確かにあったと家の者たちも言っている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、申立人の父親が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親及び同人より依頼を受けて申立人の国民年金加入手続等を行ったとするA氏は既に死亡しており、申立人の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿及びB市C区役所が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人及びその妹の国民年金手帳記号番号は昭和59年10月に連番で払出しを受けていることが確認でき、この時点では、申立期間の大部分（昭和42年7月から57年6月までの期間）

は、既に時効により国民年金保険料を納付することはできない期間であるとともに、申立人が、過年度納付が可能であった 57 年 10 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料を、59 年 11 月に納付していることが B 市 C 区役所保管の国民年金被保険者名簿により確認できることから、申立期間に係る国民年金保険料を納付することができなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立人の両親から、申立人の未納であった国民年金保険料をさかのぼって一括して納付したことを聞かされたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点は、特例納付の実施期間ではなく、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、B 市 C 区役所が保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、「61.4 法改正 任意加入期間（5 年）に加入納付するよう説明済」との記載があり、その時点において、申立人の国民年金保険料納付済期間から見て、申立人が老齢基礎年金の受給資格要件を満たせないために、当時、B 市 C 区役所が、申立人に国民年金の任意加入についての説明を行ったことを示すものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 953

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から58年3月まで
私の夫は、申立期間当時、会社を経営し厚生年金保険に加入していたので、私も国民年金に任意加入し国民年金保険料を納付していたのに、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録により、申立人が昭和57年4月に国民年金の任意加入被保険者資格を喪失し、58年4月に同被保険者資格を再取得していることが確認でき、申立期間は国民年金に加入していない期間であることから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立期間当時の集金人への国民年金保険料の納付状況及び国民年金保険料額等に関する申立人の記憶は曖昧である上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から50年9月まで

私が昭和47年12月に会社を退職した後の48年3月ごろに、私の妻が、A市B区役所で私の国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。

その後も私の妻が私の国民年金保険料を国民健康保険料と同時に集金人に納めていたので、申立期間が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時居住していたA市B区を管轄するC社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿、B区役所が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録において、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された事実を確認することができず、申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していない上、申立人の国民年金加入手続を行い、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻も、申立期間については、国民年金に加入していないとともに、申立人の妻が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人の妻が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 7 月の国民年金保険料については納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月

私の妻が、妻自身と私の国民年金保険料を一緒に A 市 B 区役所に支払っていた。妻は、国民年金保険料の支払いが遅れた時も、督促があれば保険料を支払っていたので未納はないはずである。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 市 B 区役所が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人は、申立期間直前の昭和 52 年 6 月までは口座振替により国民年金保険料を納付していたことが推認できるものの、申立人が同年 8 月に国民年金被保険者資格を喪失した時点で国民年金保険料の口座振替が中止され、昭和 52 年度第二期の国民年金保険料納付月の最初の月である同年 7 月の国民年金保険料の口座振替ができなかったものと考えられる。

また、申立期間当時、A 市は、国民年金保険料の口座振替ができない場合には、当該未納保険料の納期限の翌月 20 日に国民年金保険料の納付書を該当する被保険者に送付していたことが確認できるものの、申立人の妻が当該期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間に係る申立人の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻も、申立期間は未納とされている上、申立人の妻が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、ほかに申立人の妻が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 10 月から 40 年 3 月までの期間、42 年 4 月から 43 年 3 月までの期間及び 52 年 7 月の国民年金保険料については納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月まで
③ 昭和 52 年 7 月

私は、申立期間の国民年金保険料を A 市に支払っていた。

申立期間①については、私の国民年金手帳に押されている検認印に×印が付けられているが、保険料を支払っている。

申立期間②については、月数百円ぐらいの保険料だったが、私の国民年金手帳に検認印の割印があるので支払っている。

申立期間③については、B 区役所で保険料を支払ったと思う。

私は、国民年金保険料の支払いが遅れた時も督促があれば必ず支払っていたので未納はないはずである。申立期間について、国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持する国民年金手帳の「昭和 39 年度国民年金印紙検認記録」欄の申立期間に係る月ごとに押されている検認印は、×印が付され「一C一」の訂正印が押されていることが確認できるとともに、×印が付された検認印には「昭和 40 年 12 月 27 日」の日付が見られることから、当該検認印は、「昭和 40 年度国民年金印紙検認記録」欄に押すべき検認印が誤って押されたものと認められ、申立期間①に係る国民年金保険料が納付されていたとは考え難い。

また、申立期間②については、申立人が所持する国民年金手帳の「昭和 42 年度国民年金印紙検認記録」欄の右側（同手帳の中央部分）に押されている割

印は、納付の有無にかかわらず、押印の上、同手帳右側の「国民年金印紙検認台紙」欄を切り取ることとされていたものであることが確認できるとともに、申立人が所持する国民年金手帳の「昭和 42 年度国民年金印紙検認記録」欄には、同年度の国民年金保険料を収納したことを示す検認印が押されていない上、A市C区役所が保管する国民年金被保険者名簿においても申立期間②に係る同年度の国民年金保険料を収納したことを示す記載が無いことから、申立期間②に係る国民年金保険料が納付されていたとは考え難い。

さらに、申立期間③については、A市B区役所が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和 52 年 6 月までは口座振替により国民年金保険料を納付していたことが推認できるものの、申立人が同年 8 月に国民年金被保険者資格を喪失した時点で国民年金保険料の口座振替が中止され、昭和 52 年度第二期の国民年金保険料納付月の最初の月である同年 7 月の国民年金保険料の口座振替ができなかったものと考えられる。

加えて、申立人が、申立人自身の国民年金保険料と一緒に納付したとする申立期間③に係る申立人の夫の国民年金保険料も未納である。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から同年 9 月まで

平成 19 年 8 月 16 日に、昭和 58 年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料納付記録について社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、平成 19 年 10 月 17 日付けで申立期間についての国民年金保険料納付の事実が確認できなかった旨の回答をもらった。保険料の納付が確認できる資料などは持っていないが、当時、A 町（現在は、B 市。以下同じ。）役場にて、妻が私の任意加入手続と国民年金保険料の納付を行っており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が申立人に係る国民年金の任意加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったと主張しているものの、申立人自身は加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、申立人の妻も申立期間当時の記憶が明確でないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等の詳細が不明である。

また、申立人は、社会保険事務所において 60 歳の年金請求手続時に国民年金保険料の未納期間があることが分かり、B 市役所にて未納期間の確認を行ったところ、現在は、退職している市職員から未納期間は無い旨説明を受けたと主張しているが、当該元職員に聴取した結果、同人も未納が無かったことを伝えたと供述している。

しかしながら、申立人は年金手帳を所持していない上、B 市では、既に国民年金被保険者名簿を処分しているために、申立人が任意加入被保険者資格を取得したことを示す事跡が確認できず、同市が国民年金被保険者名簿に代わるものとして管理している電磁記録においては、申立人に係る国民年金の記録は未加入とされており、申立人の主張及び元職員の供述を裏付ける事情は見当た

らず、元職員が未納期間は無かったと供述する根拠が不明である。

このほか、申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から41年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年1月から41年4月まで

A市B区にあったC社で働いていた時に、20歳になったので、一緒に働いていた同じ年の同僚と一緒に国民年金に加入した。

当時は、国民年金保険料の納付は、集金人による集金で納付していた。

また、国民年金に加入した時は、C社に住み込んでいたが、その後、A市D区に転居し、さらに同市E区に移り、そこで、同市D区で納付していなかった国民年金保険料も納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市B区で国民年金に加入し、保険料を納付していたが、転居して同市D区に2か月程度居住し、その後、同市E区に移り、同区で最初に集金に来た国民年金保険料の集金人に、同市D区で納付していなかった国民年金保険料と同市E区で納付すべき保険料を併せて納付し、その後は定期的に納付していたとしている。

しかしながら、社会保険事務所が保管する申立人に係る国民年金被保険者台帳には、A市B区における納付記録は確認できるものの、同市E区における納付記録は無く、また、同台帳には同市B区の住所が記載されており、住所が変更されたことをうかがわせる記載は見当たらず、「39.12.25 不在確認」との記載が確認される上、同台帳の昭和40年度欄には、「時効消滅1月～12月」との記載も見られることから、申立人は、同市E区において国民年金に係る住所変更の手続を行っておらず、この結果、国民年金保険料の納付もできなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が納付していたとする金額は、申立期間当時の国民年金保険料額とは符合しない上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付し

ていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年6月までの期間及び58年12月から60年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から41年6月まで
② 昭和58年12月から60年4月まで

平成19年7月18日に、社会保険事務所から申立期間①及び②について、国民年金保険料の納付が確認できないとの回答をもらった。

昭和40年当時は、同年4月に勤務先を退職と同時にA市役所において国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付を行った。1か月分の保険料も記憶している。

また、昭和58年当時は、B町C地区に居住しており、国民年金保険料は集金人が集金し、役場に納付していたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、D社を退職後、直ちにA市役所にて国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったと主張しているものの、当時、A市において、申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出された事跡を確認することはできず、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日が確認できるのは昭和44年7月16日であり、この時点においては、申立期間は、既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が納付したと主張する国民年金保険料の月額、当該期間に係る国民年金保険料の月額でなく、保険料が納付済みとされている昭和44年5月以降の国民年金保険料の月額であることが確認できる。

申立期間②については、A市役所が保管する国民年金被保険者名簿には「資格喪失申出書 58.12.1」と記入されており、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録(1)欄においても、被保険者でなくなった日に「昭和58年

12月2日」と記録されていることから、当時、申立人が国民年金の資格喪失手続を行ったものと推認される。

また、申立人が主張する申立期間②の国民年金の保険料額は、当該期間当時に納付すべきであった国民年金保険料額とは異なっている。

このほか、申立人が申立期間において国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 2 月から 60 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月から 60 年 5 月まで

昭和 56 年 2 月に会社を退職後、A 市 B 区役所に国民年金の加入手続をするために赴くと、職員から「厚生年金保険の被保険者期間が長いので国民年金に加入する必要はない。」と言われた。

その後、2 年ぐらい経った時に、税理士から勧められて国民年金への加入手続を行ったので、国民年金の被保険者資格の取得は昭和 58 年 2 月ごろのはずであり、60 年 6 月から国民年金に加入したとされていることに納得がいかない。

さらに、具体的な日時は記憶に無いものの、私と妻の国民年金保険料の未納分を昭和 56 年 2 月以降に A 市 C 区役所で納付しており、国民年金保険料の未納はないはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 2 月ごろに国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付したと申し立てているものの、A 市 B 区の記録によれば申立人の国民年金手帳記号番号は、60 年 6 月 4 日に新規に払い出されていることが確認でき、申立人の所持する年金手帳にも「初めて被保険者になった日、昭和 60 年 6 月 4 日」と記載されており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 60 年 6 月ごろに国民年金に加入したものと推認できるが、任意加入被保険者であるため、加入時点からさかのぼって被保険者資格を取得することはできず、申立期間は国民年金に未加入期間とされることから、国民年金保険料を納付することもできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、具体的な日時の特定はできないものの、昭和 56 年 2 月以降の時点で、申立人とその妻の国民年金保険料の未納分を A 市 C 区役所において納付したので国民年金保険料に未納はないはずと申し立てているが、この時点においては、既に第 3 回目の特例納付（昭和 53 年 7 月 1 日から 55 年 6 月 30 日まで実施）は終了している上、申立期間において、申立人は国民年金に加入していなかったとされていることから、申立期間の国民年金保険料が納付されたものとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告等）が無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年6月までの期間、同年11月から43年3月までの期間、44年1月から同年3月までの期間、45年7月から46年3月までの期間、49年1月から同年3月までの期間、51年1月から同年3月までの期間、53年1月から同年3月までの期間、同年7月から54年6月までの期間及び55年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から42年6月まで
② 昭和42年11月から43年3月まで
③ 昭和44年1月から同年3月まで
④ 昭和45年7月から46年3月まで
⑤ 昭和49年1月から同年3月まで
⑥ 昭和51年1月から同年3月まで
⑦ 昭和53年1月から同年3月まで
⑧ 昭和53年7月から54年6月まで
⑨ 昭和55年4月から同年12月まで

昭和36年4月の国民年金制度が始まった時から、国民年金に加入し、保険料を納付していた。最初のころは、集金人に国民年金保険料を納付していたが、後に銀行口座振替により、国民年金保険料を納付することに切り替えた。

また、途中で国民年金を辞める手続をした記憶も無く、60歳になるまでの間、国民年金保険料を納付しなかった期間はないと思っていた。

もし、保険料の未納があったとしても、具体的な日時は記憶していないが、私と夫の国民年金保険料の未納分を昭和56年2月以降にA市B区役所で納付しており、国民年金保険料に未納はないはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年7月31日に払い出されてい

ることが確認でき、社会保険事務所が保管する申立人に係る国民年金被保険者台帳にも申立人が同日に任意加入被保険者資格を取得していることが記録されており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録から、平成2年3月7日に至り、国民年金制度発足時から任意加入被保険者資格を取得するまでは、申立人がその夫の被扶養者でなかったことが判明し、その間は強制加入被保険者であり、その結果、被保険者資格をさかのぼって取得したことにより、国民年金加入期間とされたことが認められることから、申立人は、同日までは当該期間において国民年金に加入しておらず、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられ、また、当該期間が新たに国民年金の加入期間とされた時点では、既に時効により国民年金保険料を納付することもできなかったと考えるのが自然である。

申立期間⑧については、社会保険事務所が保管する申立人に係る国民年金被保険者台帳により、昭和56年8月3日に、申立人が54年4月から55年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できるものの、同台帳の昭和53年度の備考欄に「過誤納 54.4～54.6 (56.8.3)」との記載があり、申立期間⑧の一部である54年4月から同年6月までの国民年金保険料が時効のために納付することができなかったことから判断すると、当時、申立期間⑧の国民年金保険料は未納であったと考えるのが自然である。

また、申立人は、時期の特定はできないものの、国民年金保険料の納付方法を口座振替に切り替えて保険料の納付を行っていたと主張しているが、申立人の口座振替による国民年金保険料の納付手続は、申立人の夫が行ったとしている上、申立人の夫に係る保険料の口座振替手続は、申立期間から約6年後の昭和61年5月に行われたと推認され、申立人も同時期から口座振替により保険料を納付し始めたと考えるのが自然であり、申立人が、銀行口座振替により申立期間の国民年金保険料を納付したとの主張は不自然である。

さらに、申立人は、具体的な日時は特定できないものの、昭和56年2月以降の時点で、申立人とその夫の国民年金保険料の未納分をA市B区役所において納付したので国民年金保険料に未納は無いはずであると申し立てているものの、この時点においては、第3回目の特例納付（昭和53年7月1日から55年6月30日まで実施）は既に終了している上、申立人は、申立期間①を除き、任意加入被保険者であることから、特例納付を行うことはできず、また、申立期間⑧の一部については過年度納付により、申立期間⑨については現年度納付により国民年金保険料を納付することが可能であるものの、当時納付したとする金額は、納付することが可能な期間の保険料を納付するのに必要な金額とは大きく異なることから見て、納付が可能であった期間の保険料を納付したものと考えるのは難しい。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 7 月から 57 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付又は追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 55 年 7 月から 57 年 8 月まで

自営業で、収入が毎月決まっていなかったため、納付できるときは同じ月の夫婦二人分の保険料を払うようにしていた。

保険料の免除申請は、私が怪我をして 1 年半ほど収入が無い時があったので、2 回免除を申請した。

役場で支払おうと思っていたが対応が悪かったので、当時、A 市 B 区にあったと記憶している社会保険事務所の窓口で、手持ちの現金と妻の預金口座から下ろしたお金とを合わせて保険料を払った記憶がある。

妻の預金通帳の引出日が、昭和 55 年 8 月 13 日であるから、その二、三日後に払っているはずである。

社会保険事務所の職員が町役場に問い合わせた後に、保険料の納付を受け付けてもらったことを憶えている。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿及び C 町役場が保管する申立人夫婦に係る国民年金被保険者名簿により、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 5 月に連番で払い出されていることが確認でき、社会保険事務所の申立人夫婦に係る国民年金保険料の納付記録において、夫婦共に第 2 回目の特例納付の実施時期である 50 年 4 月に特例納付を行うなど、60 年 3 月までの納付記録はほぼ一致しており、夫婦二人の国民年金保険料は、基本的に同一方法により納付していたものと推認され、申立人夫婦は共に、申立期間は申請免除期間となっている。

また、申立人夫婦は、昭和 55 年 8 月に妻の預金口座から引き出すとともに申立人本人の手持ちを合わせた金額により、夫婦二人の申立期間①及び②の国民年金保険料を社会保険事務所において、同時に一括納付したと供述しているものの、申立人が当該期間の国民年金保険料を社会保険事務所で納付したと主張する同年 8 月時点において、申立期間①の国民年金保険料は、過年度の保険料であることから C 町役場の発行した納付書によっては納付できないものと考えられるとともに、申立期間②のうち、56 年 4 月から 57 年 8 月までの国民年金保険料の金額は、申立人が一括納付したとする時点では未だ決定されていなかったことが確認できることから、申立期間の国民年金保険料を一括納付の方法によって納付することはできなかつたものと考えざるを得ない。

さらに、申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付又は追納していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 963

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 1 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から 51 年 3 月まで

申立期間に係る国民年金保険料の納付記録について照会したところ、納付事実が確認できなかった旨の回答をもらったが納得いかない。

昭和 43 年当時は店の売上もよく、銀行員が集金に来ていたので保険料は銀行で納付しており、夫の分が納付済みで、私の分は未納になることは考えられない。

国民年金への加入手続及び保険料の支払いは夫が行っており、結婚して間もなく、夫から確か^{だいたい} 橙色の手帳をもらった記憶があるが、手帳や領収書は昭和 60 年ごろに家が全焼した際、無くしてしまった。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の国民年金被保険者記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 11 月ごろ払い出されたと推認され、当該記号番号が払い出された時点においては、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は 8 年もの期間である上、申立人には、申立期間以外にも国民年金の未納期間が存在する。

さらに、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の前夫が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 10 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月から 39 年 3 月まで

私の国民年金保険料について、申立期間当時は、隣組長が 3 か月に 1 回集金に来ており、私の父が納付していた。同居していた二人の兄と一緒に保険料を納付していたはずであり、私のみ、申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和 39 年 12 月 19 日と確認され、このことはA町役場（現在は、B市役所。以下同じ。）が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿の検認記録と一致することから、当該国民年金手帳記号番号の払出時点においては、申立期間の国民年金保険料は過年度納付によらなければ納付できないことからA町役場において収納することができなかつたと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人の父親は、申立人に係る国民年金の加入手続を行った時点から国民年金保険料の納付を始めたと考えるのが自然である。

また、申立人は、申立人の父親が同居していた二人の兄の分と一緒に申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているものの、B市役所が保管する申立人及び申立人の二人の兄に係る国民年金被保険者名簿の検認記録では、申立人の兄二人の昭和 39 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料の納付日は、いずれも同年 6 月 8 日となっているのに対し、申立人に係る保険料の納付日は、同年 12 月 7 日と異なっているなど、申立期間当時、申立人の父親が申立人とその二人の兄の国民年金保険料を一緒に納付していたとは考え難い。

さらに、申立人及びその二人の兄に係る国民年金保険料は、昭和 40 年 4 月

分が同一日の同年6月21日に納付されていることが確認でき、その後は、すべて同一日に納付されていることから見て、申立人の父親は、同年4月から申立人とその兄二人の国民年金保険料を一緒に納付し始めたものとするのが自然である。

加えて、申立人の父親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金への加入手続や国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親も既に死亡しており、申立人に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

このほか、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとする認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 7 月から 57 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付又は追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 55 年 7 月から 57 年 8 月まで

自営業で、収入が毎月決まっていなかったため、納付できるときは同じ月の夫婦二人分の保険料を払うようにしていた。

申請免除は、夫が怪我をして 1 年半ほど収入が無い時があったので、2 回申請免除をした。

役場で支払おうと思っていたが対応が悪かったので、当時、A 市 B 区にあったと記憶している社会保険事務所の窓口で、夫の手持ちの現金と私の預金口座から下ろしたお金を合わせて保険料を払った記憶がある。

私の預金通帳の引出日が、昭和 55 年 8 月 13 日であるから、その二、三日後に払っているはずである。

社会保険事務所の職員が町役場に問い合わせた後に、保険料の納付を受け付けてもらったことを憶えている。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿及び C 町役場が保管する申立人夫婦に係る国民年金被保険者名簿により、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 5 月に連番で払い出されていることが確認でき、社会保険事務所の申立人夫婦に係る国民年金保険料の納付記録において、夫婦共に第 2 回目の特例納付の実施時期である 50 年 4 月に特例納付を行うなど、60 年 3 月までの納付記録はほぼ一致しており、夫婦二人の国民年金保険料は、基本的に同一方法により納付していたものと推認され、申立人夫婦は共に、申立期間は申請免除期間となっている。

また、申立人夫婦は、昭和 55 年 8 月に申立人の預金口座通帳から引き出すとともに申立人の夫の手持ち現金とを合わせた金額により、夫婦二人の申立期間①及び②の国民年金保険料を社会保険事務所において、同時に一括納付したと供述しているものの、申立人が当該期間の国民年金保険料を社会保険事務所で納付したと主張する同年 8 月時点において、申立期間①の国民年金保険料は、過年度の保険料であることから C 町役場の発行した納付書によっては納付できないものと考えられるとともに、申立期間②のうち、56 年 4 月から 57 年 8 月までの国民年金保険料の金額は、申立人が一括納付したとする時点では未だ決定されていなかったことが確認できることから、申立期間の国民年金保険料を一括納付の方法によって納付することはできなかつたものと考えざるを得ない。

さらに、申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付又は追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 11 月から 62 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月から 62 年 7 月まで

昭和 59 年 11 月までは、A 社の社員だったので厚生年金保険に加入していたが、会社と私の間の折半出資による委託契約となり、私は個人経営の事業主となったので、税金も申告し自分で支払った。申立期間以前に国民年金に加入して、国民年金保険料も納付しているので、それらの方法は知っており、申立期間も当然に国民年金に加入して、国民年金保険料も納付したはずである。

国民年金への加入手続、及び国民年金保険料の納付について証拠は無く、それらの詳細も記憶していないが、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、社会保険庁のオンライン記録において、申立人が申立期間中に国民年金の被保険者資格を取得した記録が確認できず、B 市 C 区役所が保管する国民年金被保険者名簿の中にも申立人に係る被保険者名簿は無く、申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳において、国民年金に最初に加入した昭和 45 年 7 月時点での国民年金被保険者資格取得の記録と 56 年 4 月に A 社を退社した時点での国民年金被保険者資格取得の記録は確認できるものの、同社を再退社した 59 年 11 月（申立期間の開始年月）に国民年金の被保険者資格を取得したことの記載が無いことから判断すると、申立人は申立期間において国民年金に加入していなかったと考えるのが自然である。

さらに、昭和 45 年 7 月の国民年金加入手続は申立人の妻が行い、それ以降、申立人が A 社に入社して厚生年金保険に加入するまでの申立人の国民年金保険料はその妻が納付していたものの、申立人が厚生年金保険に加入して以降は、妻は妻自身のための国民年金保険料を納付していたが、申立人の妻は、申立期間について、申立人が国民年金に加入しなければならないことを知らなかったとしており、「仮に国民年金保険料を納付していたとすれば、夫であろう。」と供述している上、申立人は、「国民年金保険料の納付場所等は記憶していない。」と供述していることから判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したと考えるのは不自然である。

このほか、申立期間直前の国民年金加入期間である昭和 56 年 5 月から同年 10 月までの国民年金保険料は未納とされていることに加え、申立期間以外にも複数の未納期間が認められ、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月から6年3月まで

国民年金記録を確認したところ、平成2年3月から6年3月までが未納となっていた。当時、私は学生であったが、A市内に住む母親がA市役所で国民年金への加入手続きを行い、近所のB銀行で私の国民年金保険料を前納していたと聞いており、未納となっていることに納得できない。

なお、年金手帳は、平成6年4月に私が就職したC社に提出した記憶があるが、返却してもらっていない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人は、A市内に居住していた母親が申立人の国民年金への加入手続きを行い、国民年金保険料を前納していたと主張しているが、申立人は、申立期間のうち平成2年3月から3年1月まではA市に、その後、6年3月まではD市E区に居住していることが確認できるものの、A市及びD市E区において申立人の国民年金被保険者名簿が見当たらず、国民年金の加入及び国民年金保険料の納付に関する記録が無い。

また、平成6年4月に就職先の事業所に提出したとする年金手帳については、同事業所では、就職時に預かった年金手帳は退職時に返却することとしていると説明している上、申立人に係る年金記号番号については、現在の申立人の基礎年金番号だけが記録されており、他の年金記号番号の記録は無いとしている。

さらに、申立人の母親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年8月26日から36年6月1日まで
年金関係が問題になったのを機に社会保険事務所に調査を依頼した結果、申立期間について昭和36年ごろに厚生年金保険の脱退手続がなされ、脱退手当金の支給を受けているとのことだった。

しかし、私は現在まで脱退手当金を受給したことはないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和36年7月31日に支給決定されている上、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所に回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 3 月から 33 年 6 月まで
② 昭和 34 年 4 月から 35 年 4 月まで
③ 昭和 35 年 5 月 2 日から 36 年 5 月 3 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

申立期間①のA社、申立期間②のB社、及び申立期間③のC社には、それぞれ勤務しており、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

2 A社に係る申立期間①については、事業主及び同僚の供述から判断すると、同事業所において勤務していたことが推認できるが、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所が初めて厚生年金保険の適用事業所となったのは申立期間①より後の平成2年7月1日であり、申立期間①において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、事業主は、「A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成2年であったので、それ以前の期間については、当然、厚生年金保険被保険者の資格取得手続きも行っておらず、従業員も含め、役員も厚生年金保険には入っていなかったので、厚生年金保険料の給与からの控除も行っていない。」と供述している。

さらに、申立期間①当時の申立人を知る同僚は、「A社において、私は厚生年金保険に加入していなかったため、国民年金に加入し、保険料を役所に支払っていた。当時の会社自体も厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述している。

加えて、社会保険庁が保管する被保険者縦覧照会回答票には、申立人の名前は確認できない。

なお、申立人は、「A社では、健康保険被保険者証をもらった記憶が無い。」と説明している。

- 3 B社に係る申立期間②については、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前の記載がある当時の複数名の従業員から聴取しても、いずれも申立人を知らないとしており、当該期間において、申立人が勤務していたことを確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が厚生年金保険被保険者資格を昭和 35 年 11 月 25 日に取得した記録が確認できる。

さらに、C社本社人事部は、「昭和 38 年 9 月 15 日にB社を系列下に収め、C社D工場として稼働させているが、これ以前のB社に関する人事関係の詳細は、資料が無く、不明である。」と回答しており、当時の人事記録等による勤務の実態及び事業主による給与からの厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 4 C社に係る申立期間③については、同社の本社人事部が保管する人事記録によれば、申立人の入社年月日は昭和 36 年 5 月 3 日と記載されている。

また、社会保険事務所が保管する同社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、資格取得年月日は昭和 36 年 5 月 3 日と記載されている。

さらに、同時期にB社を退職し、一緒にC社に入社したと申立人が説明している同僚のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、同人の資格取得年月日は昭和 36 年 5 月 3 日と記載されており、申立人の厚生年金保険の資格取得日と同一日であることが確認できる。

加えて、C社本社人事部によれば、「申立期間に係る申立人の厚生年金保険料の給与からの控除について、根拠となる資料が無く、不明である。」と回答しており、事業主による給与からの厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

なお、申立期間③の一部（昭和 35 年 11 月 25 日から 36 年 5 月 2 日までの期間）が、申立人のB社に係る厚生年金保険記録と重複している。

5 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 637

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月から27年4月1日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A組合（現在は、B組合C支所。以下同じ。）に勤務していた昭和26年4月から27年4月1日までの期間について、厚生年金保険に未加入という回答があった。同事業所に当該期間勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の入社時期などの説明及び申立人が名前を挙げる同僚の供述から判断して、申立人は、申立期間についてA組合に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は昭和27年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、29年1月1日に同資格を喪失していることが確認できるものの、申立期間における被保険者記録は確認できない。

また、申立人と同時期に勤務していたとする同僚の一人は、申立人と同様に、入社から1年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、当該事業所においては、一部の者について、入社後、直ちに厚生年金保険の資格取得の手続を行わなかった可能性が認められる。

さらに、申立人の給与は申立人の父親が受け取っており、申立人自身は給与明細書を見たことが無いために、給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かの記憶が無い上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

加えて、A組合は、昭和58年4月に合併してB組合となっており、人事関

係の事務を所掌しているB組合本所では、合併前についての人事記録等は保存しておらず、D共済組合加入前の厚生年金保険の適用状況についての事情は分からないと回答していることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を確認したところ、A社に勤務していた期間の一部について、厚生年金保険の加入期間が無いとの回答を受けた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた複数の同僚の厚生年金保険被保険者記録がA社に係る申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認でき、申立人が名前を挙げた同僚3人を含む4人の同僚の供述から判断すると、申立期間においても、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

また、同僚一人の供述により、申立人が、申立期間において、B社C工場に出向していたことも推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人については、昭和 36 年 1 月 1 日に被保険者資格取得、37 年 1 月 12 日に同資格喪失と記録されており、申立期間における被保険者記録は確認できない。また、出向先と思われるB社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても申立人の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものと考える。難しい。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚から、「入社して半年から1年ぐらいはアルバイトの期間があり、その期間は社会保険に加入していなかったのではないか。」との供述が得られている。

加えて、申立人は、名前を挙げた同僚のうちの二人は自身が入社する以前から勤務していたのではないかと供述しているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該同僚二人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立人が同資格を取得した昭和 36 年 1 月 1 日と同日又はそれ以降であることが確認でき、当該事業所は、入社した従業員について、入社と同時に一律に厚生年金保険被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえる。

また、A社からは、業務の縮小や移転により、申立期間当時の厚生年金保険被保険者資格の得喪等の届出に関する資料が無く、厚生年金保険料の納付、申立期間当時の勤務形態、給与支払方法について不明であるとの回答であるとともに、当時の事務担当者とも連絡も取れないことから、当時の事情を聴取することができない上、聴取できた同僚からも、上記以外に当時の厚生年金保険の適用に関する情報について有力な供述は得られない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月から同年 7 月まで

私は勤務していたA社を退職し、職業安定所で技術職を募集していたB社に、社会保険の加入も確認して、昭和 40 年 1 月に入社した。C 県D市の本社に 2 日間勤め、E 区の F 支店に赴任し、大型自動車の運転業務などに従事した。年金手帳は現在の手帳規格ではなく、10 センチ四方の 1 枚の紙に、番号、加入年月日等が記入されていた。7 か月勤務したが、前勤務先のA社から復帰要請があったため、B社には事情を話し円満に退職した。当時、年金加入の件はB社の人事担当者との確認事項であり、記録が無いのはおかしい。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は事業所の本社所在地を記憶しており、申立期間の一部に雇用保険の被保険者期間があることから判断して、期間の特定はできないものの、申立期間の時期に、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において、申立期間の大部分を含む昭和 40 年 1 月 1 日から同年 7 月 26 日までの期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、社会保険事務所の記録によれば、B社は既に適用事業所に該当しなくなっており、法人登記の記録によれば破産登記されている上、破産時に取締役だった者によれば、当時の事業主は死亡し、破産時の事業主及び取締役二人は申立期間当時の事情について承知しておらず、記録も残っていないために、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実

について確認することができない。

さらに、申立期間当時、人事係長だった同僚からは、「当時、運転手はすぐに辞める者が多かったため、人によって異なるが、6 か月は臨時社員の期間があった。7 か月の勤務では、厚生年金保険に加入していないのではないか。雇用保険に先に加入させていた可能性はある。」との供述が得られている。

加えて、聴き取りを行った申立人と同じ業務に従事する運転手の同僚のうち、自身の勤務した期間を記憶している者4人全員が勤務した期間の一部しか厚生年金保険の被保険者記録が無く、そのうちの一人から「当時、運転手は出入りが激しいので、最初臨時社員として勤めて、先に雇用保険に加入させてもらい、それから厚生年金保険に加入させてもらっていた。臨時社員である期間は人によって違っており、自分は1年ぐらいだった。」と供述している上、破産時に取締役だった者、及び時期は異なるが労働組合の役員をしていた社員からも、運転手は道を憶えるまでは見習い^{おぼ}いで、試用期間があったとの供述を得ている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月1日から40年3月31日まで

年金の受給手続を行うために社会保険事務所に年金の加入記録を照会したところ、A社で勤務していた期間の加入記録が漏れていた。A社の事務所は、現在のB市C区にあったD病院の近くにあり、遊興飲食業等の経営のほか、タクシー業を行っていた。私の仕事は、飲食店等の仕入、支払、配達であった。

1年間勤め、給料から厚生年金保険料は引かれていたし、年金手帳も提出していた。4月1日の入社のため、省庁人事異動の時期と重なることから、自分の記録の記載漏れが生じたのではないか。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社が経営していた飲食店等の名称を記憶しており、申立人が名前を挙げた同僚についても当該事業所の関連会社における厚生年金保険被保険者記録が確認できることなどから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社あるいはその関連会社において勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するA社及び前記同僚の厚生年金保険被保険者記録が確認されたE社（事業主はA社と同一人）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、A社に係る名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、E社に係る同名簿においても、申立期間の全期間を含む昭和37年1月2日以降に被保険者資格を取得した者の記録は無く、同社は41年4月18日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている。

また、申立人が同僚として名前を挙げた4人について、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において同姓の者一人が確認できるが、同人は既に死亡していることから申立人が名前を挙げた同僚であるか否かの確認はできず、他の3人については、A社及びE社のいずれの健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも名前を確認することができない。

さらに、A社及びE社の当時の事業主は既に死亡しており、A社の現在の事業主は、「当時の記録は保存しておらず、厚生年金保険の適用に関しては不明である。」と供述しており、当時の同僚からも、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用に関する有力な情報は得られない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 641

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年ごろから 33 年ごろまで

A社に勤務していた昭和 32 年ごろから 33 年ごろまでの期間の厚生年金保険の加入期間が漏れていた。通訳として仕事をしてきたので、空白期間は無いはずである。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は事業所の所在地、事業主の名前を記憶しており、当時の事業主の子息は、申立人かどうか分からないが、申立期間当時会社に通訳がいたことを記憶していること、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により名前が確認できる同僚二人の供述からも当該事業所に通訳が二人いたことが確認でき、供述が得られた同僚のうちの一人は、自身が通訳として当該事業所に勤務しており、「申立人かどうかの確認はできないが、自分が辞めた後にも通訳が入社したと聞いた記憶がある。」と供述していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していた可能性は認められる。

しかし、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の子息で現在の事業主からの聴き取りによれば、当時の事業主は既に死亡しており、事業所は現在営業を行っておらず、当時の資料も残っていないと回答していることから、当時の人

事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は既に死亡しており、被保険者名簿に記録がある同僚3人からの聴き取りによれば、申立人の前任者と思われる者が、当該事業所が初めて厚生年金保険の適用事業所となった時期に被保険者資格を取得していることは確認できるものの、これ以外に厚生年金保険の適用に関する有力な供述は得られない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から32年5月31日まで
米軍基地内にあった食堂で勤務していた期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。
勤務していたのは間違いないので、きちんと調べて、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の労働時間、休日等を具体的に記憶しており、米軍基地内の別部門で勤務していた同僚も申立人が申立期間に勤務していたことを記憶していることから判断すると、申立期間において、申立人が米軍基地内の食堂に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するA所に係る厚生年金保険被保険者名簿では、申立人については、昭和24年4月1日に被保険者資格取得、26年7月1日に同喪失、同じくB所に係る同名簿では、32年6月1日に同取得、34年3月23日に同喪失と記録されており、申立期間に係る申立人の被保険者記録は確認できない。

また、当時の厚生省通知により、非軍事的事業の事業所に使用される者のうち、昭和26年7月1日からは、家事使用人、及び宿舍施設、食堂等に使用される者は、強制被保険者とならないこととされており、申立人は、基地内在籍期間は一貫して食堂勤務であったと供述していることから、同通知に基づき、申立期間初日である同年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したものと認められ、申立人が名前を挙げた同じ業務に従事していた複数の同僚も、申立期間において同被保険者資格を有する者は認められず、申立人と同様に、B所が厚生年金保険の適用事業所となった32年6月1日において、同事業所に

おける被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 5 月 14 日から 30 年 11 月 20 日まで

A社B工場に勤務していた時の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、社会保険事務所から当該期間は脱退手当金を支給済みであるとの回答を受けた。

脱退手当金の請求をしたことも無く、制度についても初めて聞いた言葉であり、当時の社会保険事務所がどこにあったのかも知らないので、絶対に受け取っていない。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場の厚生年金保険被保険者名簿に記載のある女性従業員であり、申立人と同様に同事業所が閉鎖され厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和 30 年 11 月 20 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している 13 人のうち 10 人について脱退手当金の支給記録が確認できる。

また、上記の 10 人のうち、申立人の支給決定日に近い時点で支給決定を受けており、連絡先が把握できた二人に聴取したところ、「B工場の閉鎖が決定した後、従業員が集められ、会社から脱退手当金に関しての説明があり、かなりの人が賛同し、手続は会社がしてくれた。」旨の供述があり、この事実を踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いことがうかがえる。

さらに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいわゆるうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、脱退手当金の支給決定時は、通算年金制度創設前の時期である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 18 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 37 年 11 月 14 日から同年 11 月 20 日まで
③ 昭和 37 年 11 月 20 日から同年 12 月 1 日まで
④ 昭和 40 年 1 月 23 日から同年 2 月 1 日まで
⑤ 昭和 45 年 2 月 13 日から同年 9 月 16 日まで
⑥ 昭和 48 年 2 月 24 日から 49 年 1 月 8 日まで
⑦ 昭和 49 年 9 月 27 日から 50 年 4 月 30 日まで

船員保険被保険者期間を照会したところ、A社（申立期間①及び②の期間）、B社（申立期間③の期間）、C社（申立期間④の期間）及びD社（申立期間⑤、⑥及び⑦の期間）の加入記録の一部が欠落していることが分かった。

申立期間のいずれの期間についても個人乗船就労記録簿及び船員手帳の雇入契約の記載から、甲板員として間違いなく働いていたので、申立期間を船員保険被保険期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間⑤、⑥及び⑦については、船員保険の適用船舶の範囲を定めた船員法施行規則第1条第1項に、「日本国民、日本法人、日本公署の所有する船舶。」と規定しており、当該期間において、D社が保管する個人乗船就労記録簿では、いずれも外国船籍の船舶に乗船していたことが確認できるとともに、事業主に照会したところ、「外国船籍の船舶に乗船する場合、船員保険には加入できない旨の説明はしており、その期間については、国民年金等に加入することを勧めていた。」と供述しており、社会保険事務所が保管するD社に係る船員保険被保険者名簿により、申立期間⑤の直前

の資格喪失日が昭和 45 年 2 月 13 日、直後の資格取得日が同年 9 月 16 日、申立期間⑥の直前の資格喪失日が 48 年 2 月 24 日、直後の資格取得日は 49 年 1 月 18 日、及び申立期間⑦直前の資格喪失日が同年 9 月 27 日、直後の資格取得日は 50 年 4 月 30 日となっていることが確認できることから申立人が外国船籍の船舶に乗船している申立期間においては船員保険に加入していなかったものと判断される。

2 また、申立期間①、②、③及び④については、D社が保管する個人乗船就労記録簿及び申立人が所持する船員手帳から判断すると、申立人が昭和 37 年 4 月 18 日から同年 11 月 20 日までの期間（申立期間①及び②を含む期間）はA社のE丸、同年 12 月 21 日から 39 年 5 月 13 日までの期間（申立期間③の直後の期間）はB社のF丸、及び同年 5 月 20 日から 40 年 2 月 1 日までの期間（申立期間④を含む期間）はC社のG丸に乗船していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る船員保険被保険者名簿では、申立期間に係る申立人の船員保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考えるのは難しい。

さらに、個人乗船就労記録簿を保管するD社船員部では、「当社では、申立期間当時から、船員保険法第 18 条に基づいて、船員として船舶所有者に使用されるに至った日から船員保険の資格を取得させることとしているが、すべての船舶会社において同様の手続を行っていたか否かは不明である。」旨の回答をしている上、社会保険事務局に照会したところ、「申立期間当時、社会保険事務所への船員保険被保険者資格の得喪届に関して、船員法に基づく船員手帳の提出が義務付けられていなかったため、船員手帳の雇入契約の記載と船員保険の取得及び喪失日が必ずしも一致するものではない。」と回答していることから、申立人所持の船員手帳記載の雇入日及び雇止日をもって、直ちに船員保険資格の取得及び喪失していたことの根拠とすることはできない。

一方、A社に係る社会保険事務所保管の船員保険被保険者名簿において、名前が確認でき昭和 37 年 4 月に申立人と同時期に入社したと推認される同じ業務を行っていた同僚 3 人のうち、確認が取れた 1 人に聴取したところ、「申立人に係る記憶はあるが、当時は 3 か月程度の試用期間があったのではないか。また、申立人の下船時期及び下船場所についての記憶は無い。」との供述をしている上、前記の被保険者名簿により、当該同僚は、同年 7 月 1 日に船員保険被保険者資格を取得したことが確認でき、申立期間①については、試用期間であった可能性が高いと考えられる。

また、申立期間③に係る B 社は、社会保険事務所の船員保険被保険者記

録によれば、昭和 37 年 12 月 1 日に船員保険の適用事業所となっていることが確認できることから、申立期間③においては船員保険の適用事業所ではない。

さらに、申立期間④に係る C 社については、社会保険事務所保管の船員保険被保険者記録により確認できる申立人と同じ船舶（G 丸）に同時期に甲板員として勤務したとみられる同僚二人について調査確認したところ、いずれも連絡先は不明であり、申立人においても同僚に係る記憶は無いとしていることから、申立の事実に係る供述等を得ることができない。

加えて、申立期間①、②、③及び④において船舶所有者である A 社、B 社及び C 社は、社会保険事務所の記録では、いずれも既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、各事業主の所在も不明であることから、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による船員保険料控除の事実について確認することができない。

- 3 このほか、申立人がすべての申立期間に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はなく、ほかに申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 20 日から 44 年 2 月 3 日まで

社会保険事務所の記録では、昭和 40 年 2 月 20 日から 44 年 2 月 3 日まで勤務した A 社における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

私は当時脱退手当金の請求手続をしたことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する A 社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日の前後 1 年間に資格喪失した女性 25 人（申立人を含む。脱退手当金の支給要件を満たす者のみ。）について脱退手当金の支給記録を見ると、21 人が資格喪失日の約 1 か月から 3 か月後までの短期間に脱退手当金の支給決定が行われていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 44 年 3 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 2 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 43 年 3 月 6 日から同年 5 月 6 日まで
③ 昭和 44 年 9 月 7 日から同年 11 月 4 日まで
④ 昭和 45 年 1 月 10 日から同年 8 月 16 日まで
(上記のうちの 2 期間 (期間の特定ができない))

A 県 B 市の C 社 D 工場内にあった E 社で、昭和 42 年 2 月 1 日から 45 年 12 月 30 日までの間、合計 2 回、1 年半ほど勤務した。当時の給与明細書等資料になるものは一切無いが、申立期間中の厚生年金保険に加入していた期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所が保管する雇用保険の記録から、申立人が申立期間①の一部を含む昭和 41 年 9 月 4 日から 42 年 7 月 13 日までの期間において E 社に勤務していたことは確認できる。

一方、申立期間②、③及び④については、雇用保険の加入記録が無く、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が記載された者から聴取しても、申立人が勤務していたことの供述も得られない上、申立人も明確な勤務時期を記憶しておらず、申立人が雇用保険の記録がある期間を除く申立期間において、当該事業所に勤務していた事実が確認できない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、同名簿の申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、E 社は、申立人に係る関係資料等は保存していない上、創業当初

は正社員と臨時職員との2種類の雇用形態があり、臨時職員は雇用保険のみの加入であったと回答していることから、当時、事業主が従業員を一律に厚生年金保険に加入させていないことがうかがえるほか、申立人が名前を挙げる同僚の中には、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者も認められる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 647

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月1日から23年4月24日まで
社会保険事務所の記録では、昭和21年6月から23年4月にかけて勤務したA銀行B支店における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。
脱退手当金の請求^{おぼ}手続をした^{おぼ}憶えは無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後9ページに記載されている、脱退手当金の受給資格を満たす申立人を含む17人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、6人について資格喪失日の約3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人の事業主による代理請求の可能性も否定できない（資格喪失日当時の脱退手当金受給要件は男女共に「被保険者期間6月以上20年未満の者が資格喪失したとき」である。）。

また、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことを意味する表示が記されているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和23年7月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 2 月 17 日から 41 年 2 月 18 日まで
② 昭和 41 年 11 月 1 日から 42 年 2 月 1 日まで

社会保険事務所の記録では、昭和 43 年 12 月 27 日に脱退手当金が支給されているとのことであったが、私は当時脱退手当金の請求手続をしたことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

両申立期間については、同一の厚生年金保険被保険者番号であり、申立人が勤務していた過去の異なる事業所における二つの厚生年金保険被保険者期間すべてについての支給となっており、また、申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、被保険者記録照会回答票に記載されている昭和 43 年 12 月 27 日は、受給した日を示すものではなく、裁定請求に基づく脱退手当金の支給が決定した日付を示すものであることから、当該時期にはA県に帰省していたとの主張のみでは、受給していないものとは判断し難い。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 5 月 5 日から 28 年 8 月 20 日まで
② 昭和 29 年 5 月 12 日から 30 年 11 月 11 日まで

社会保険事務所の記録では、昭和 25 年 5 月から 30 年 11 月にかけて勤務したA社及びB社C工場における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

脱退手当金が2回支給されているとの事だが、一度しか受けた憶えは無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳により、申立期間の脱退手当金の支給金額及び支給年月日の記録が確認できる。

また、脱退手当金の支給金額は、同台帳に記載された標準報酬月額を基に計算されているが、当該支給金額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和31年5月31日に支給決定されている。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間①及び②に係る事業所において、それぞれ別の番号が払い出されているが、脱退手当金の支給決定日の6日前である昭和31年5月25日に、一つの記号番号に統合する重複取消処理が行われているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、資格喪失日当時は通算年金制度創設前であった。

このほか、申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 20 日から 38 年 9 月 11 日まで
社会保険事務所の記録では、A社における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

退職後、B県C市に転出しており、脱退手当金の請求手続をしたことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 9 月 11 日の前後に資格喪失した女性 5 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、3 人については資格喪失後、約 2 か月から 6 か月後に脱退手当金の支給決定がなされており、いずれも請求手続の時期は退職後間もないころであることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたのではないかと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 38 年 12 月 5 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、社会保険庁では、脱退手当金の裁定請求書について、当該事業所の所在地を管轄する社会保険事務所以外でも受け付けており、この場合、受け付けた社会保険事務所は、当該事業所を管轄する社会保険事務所に転送し処理していたとしている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月26日から4年4月1日まで

昭和32年10月から平成7年7月までA社に継続して勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、平成元年9月26日に被保険者資格を喪失し、4年4月1日に被保険者資格を再取得していることが確認できるが、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、公共職業安定所の記録によれば、当該事業所における雇用保険被保険者資格を離職日である平成元年9月25日に喪失し、4年4月1日に再取得しており、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録（厚生年金保険の被保険者資格喪失日は離職日の翌日）と一致している。

さらに、公共職業安定所の記録によれば、申立人は申立期間中の平成元年10月12日に雇用保険の求職者給付の手続きを行い、同年11月9日から2年6月15日までの240日分の基本手当を受給していることが確認できる。

加えて、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、同事業所の関連会社であったB社に照会したところ、申立人に係る関係資料等は保存していないと回答している

上、同事業所に勤務していた申立人の同僚に聴取したところ、「申立人とは一緒に勤務していたが、同事業所は平成元年に閉鎖となったため、全員解雇されており、私の場合も、申立人と同様に平成元年9月26日に被保険者資格を喪失し、4年4月1日に被保険者資格を再取得している。」と供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和 40 年 4 月 1 日から勤務していた A 公社 B 局の C 病院（現在は、D 社 E 病院。以下同じ。）における厚生年金保険の資格取得日は同年 6 月 1 日からである旨の回答を受けた。

昭和 40 年 4 月 1 日から勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

旧公社職員等の年金業務を所管している F 機構が提出した履歴書から判断すると、申立人が申立期間において C 病院に試用員（試用看護婦見習）として勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同原票において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、F 機構では、「当時の公社では、試用員については共済組合員資格が付与されておらず、厚生年金保険の加入は、事業所単位の裁量に委ねられていたが、当時の関係資料は、旧公社から承継されていないため、申立ての事実を確認することはできない。」と回答しており、現在の D 社 E 病院では、「当時、試用看護婦見習との身分の記録はあり、申立人と同日に C 病院に試用看護婦見習として採用された同僚は、申立人と同様に昭和 40 年 6 月 1 日に厚

生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。」と回答している上、当時、同事業所に勤務していた申立人の同僚に聴取したところ、「申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険の適用に関する情報については分からない。」と供述していることから、当時、同事業所では入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった事情がうかがえる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年2月24日から32年2月26日まで

社会保険事務所の記録では、A社に勤務していた期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

当時の給与より高額の脱退手当金を受け取った記憶は無く、当時の事務担当者も脱退手当金の代理請求は行っていないと供述しているので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険業務センターが保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳では、申立人に対する脱退手当金の支給月数、支給金額及び支給決定年月日の記録が確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、A社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和32年5月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人が勤務していた当該事業所において申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和32年2月26日の前後に資格喪失した女性4人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、いずれも資格喪失後、約2か月から5か月後に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できる。

なお、脱退手当金の支給決定時は、通算年金制度創設前の時期であるが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった当時の事業主は、「申立期間当時の関係資料は残っておらず、脱退手当金の代理請求を行っていたか否かについては不明である。」と回答している。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から同年 7 月 5 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、前職を退職した翌日から勤務したA社に係る被保険者資格の取得日は、3か月後の昭和42年7月5日になっていた。

健康保険証が無いと困るので、面接時に社会保険があることを条件に就職し、また入社して間も無く病院で健康保険証を使用した記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における同僚の供述等から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格の取得日は、昭和42年7月5日となっており、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、A社では、「申立人に係る関係資料等は保存していないが、『就業規則（昭和47年1月改訂）』により、新たに採用された者は原則として3か月以内の期間を定めて試用とし、その期間中当社に不相当と認めた者は採用しないとなっていることから、申立人についても3か月の試用期間があったのではないか。」と回答している上、同事業所に申立人と同時期に入社した同僚二人は、「昭和42年春に申立人と同時期に入社したが、桜が満開の時期だったことを記憶しているので、3月末か4月上旬ではないかと思う。しかし、私

の場合、厚生年金保険の被保険者資格取得日は、42年7月20日となっているので、当時、試用期間があったのではないか。」「試用期間の有無及び申立人の入社日については記憶していないが、私は、申立人より少し後に入社し、厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和42年8月1日となっている。」と供述しているほか、同事業所に勤務していた申立人の同僚は、「申立人が勤務していた記憶はあるが、当時、3か月の試用期間があった。」と供述していることから、当時、同事業所では入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を一律に取得させていなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和16年3月1日から17年5月31日までの期間は、労働者年金保険制度発足前であること、また、同年6月1日から20年8月15日までの期間については、厚生年金保険の被保険者となることができない事業所に勤務していた期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和16年3月1日から20年8月15日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和16年3月から終戦まで勤務していたA社における被保険者記録が無かった。

社会保険事務所から、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当しない旨の回答を受けたが、日本の兵役検査も受けており、納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び申立人が提出したA社に係る退職者資料から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、厚生年金保険の前身である労働者年金保険への加入が開始されたのは、昭和17年6月1日であることから、申立期間の一部は労働者年金保険の被保険者となることはできない期間である上、同日以降の労働者年金保険法が適用される区域は「内地」である現在の日本国内であったことから、「外地」に設立された当該事業所については、厚生年金保険の適用が無かったものと判断できる。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は国内においても厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない上、同事業所に勤務していた申立人の同僚は、「同事業所は昭和20年8月に撤収・解散しており、当時の関係資料は残っておらず、労働者年金保険の適用に関する情報については分

からない。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年1月から32年9月1日まで
② 昭和35年8月28日から同年12月まで
③ 昭和44年12月から47年12月まで
④ 昭和48年12月から50年9月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①及び②については、A社において昭和24年1月から35年12月まで継続して勤務していたが、被保険者記録は32年9月1日から35年8月28日までとの回答があった。

また、申立期間③及び④については、それぞれB社及びC社において勤務していたが、この間の厚生年金保険被保険者記録が確認できないとの回答があった。

これら事業所に勤務していたことは間違いないので、これらの申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立人の被保険者期間と同じ、昭和32年9月1日から35年8月28日までの期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できるが、両申立期間については適用事業所としての記録は確認できない。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主及び申立人の同僚等の連絡先も不明であるため照会することができず、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間③について、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡しているため照会することができないが、同事業所に勤務していた申立人の同僚二人に聴取したところ、いずれも申立人に係る記憶は無く、うち一人は、「当時、厚生年金保険の適用については選択できたのではないか。」と供述していることから、当時、同事業所では入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった可能性がうかがえる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間④について、C社における当時の事業主の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会したところ、「申立人は個人の下請として勤務しており、出来高払いで賃金を支払っていたため、厚生年金保険の適用手続は行っていないと記憶している。」と回答しており、申立期間当時、社会保険事務手続を行っていた社会保険労務士に照会したところ、「同事業所における厚生年金保険被保険者台帳を保存しているが、同台帳では申立人の被保険者記録は確認できない。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚は、「個人下請の場合、出来高払いであったので、厚生年金保険の適用は行われていなかった。」と供述していることから、当時、同事業所では、職種によって入社

と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させていなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 加えて、申立人がすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてこれら申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。